

# (県) いじめ防止等のための基本的な方針の改定について

心の支援課

## (県)いじめ防止等のための基本的な方針

長野県では平成 26 年 3 月、いじめの問題の克服に向けて、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 12 条に基づき、「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。

## 改定の趣旨

- (1) 「(県) いじめ防止等のための基本的な方針」策定後 3 年間の、本県におけるいじめ防止の現状と成果・課題を勘案し、同方針を改定することを通して、よりきめ細かいいじめの認知、市町村や学校の基本方針に沿った指導の徹底、インターネットを通じたいじめへの対応など、喫緊の課題に対応できるようにする。
- (2) 「(国) いじめの防止のための基本的な方針」の改定内容、「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「(国) 不登校重大事態に係る調査の指針」を反映させる。

## 改定のポイント

### □ 本県の現状（成果・課題）と対応（改定のポイント）

○成果      ●課題      ➤対応（改定のポイント）

#### (1) 「いじめ発見のきっかけ」と「いじめの認知件数」について

成果・課題	<p>いじめ発見のきっかけ（図 A）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「本人からの訴え」や「本人の保護者からの訴え」の割合が全国平均よりも高い</li><li>●「アンケート調査などの学校の取組による発見」の割合が低い</li></ul> <p>いじめの認知件数（図 B）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●県の認知件数は増加してきているが、他の都道府県と比べると低い</li></ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➤アンケートと個別面接を組み合わせた取組を更に推進 （例）「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」の活用促進（※1）</li><li>➤些細な事案と感じても軽視せず、いじめとして認知し丁寧に対応するよう、法や基本方針の定義を粘り強く周知（※2）</li><li>➤いじめの通報や相談の窓口として、「学校生活相談センター」等の周知を徹底（※3）</li></ul>

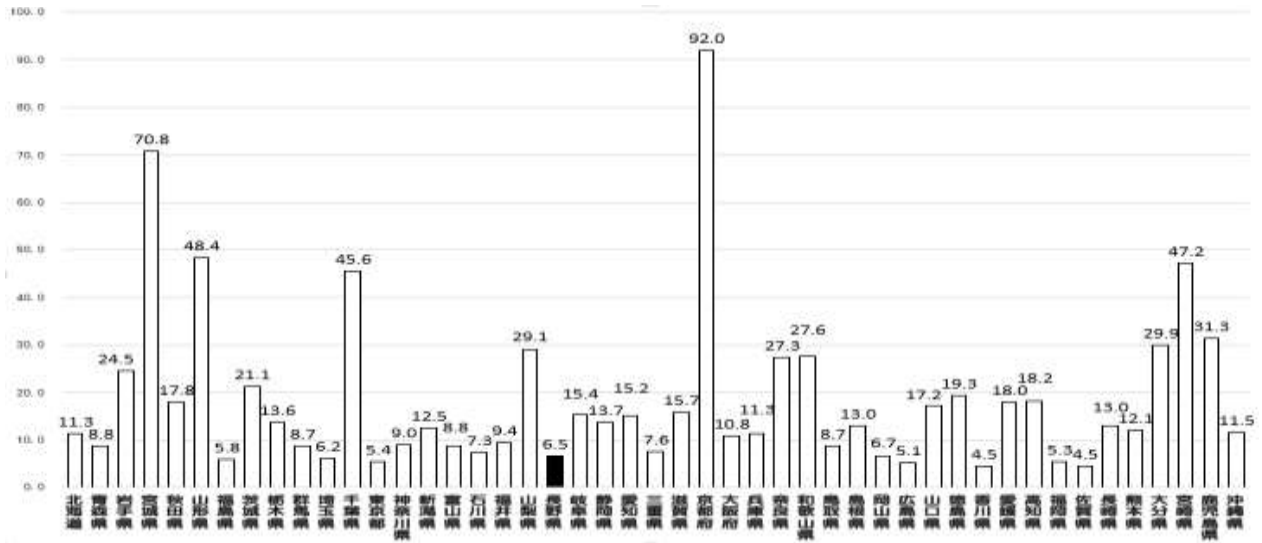
平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(図 A)

いじめ発見のきっかけ	区 分	〔単位:件、%〕	
		計(件)	構成比%
本人からの訴え		419	26.7
アンケート調査などの学校の取組により発見		377	24.0
本人の保護者からの訴え		333	21.3
学級担任が発見		210	13.4
他の児童生徒からの情報		98	6.3
他の保護者からの情報		56	3.6
学級担任以外の教職員が発見		49	3.1
義理教師が発見		12	0.8
学校以外の関係機関からの情報		10	0.6
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見		2	0.1
地域の住民からの情報		1	0.1
その他(匿名による投書など)		0	0.0
計		1,567	100

(図 B)

いじめ認知件数/1,000 人

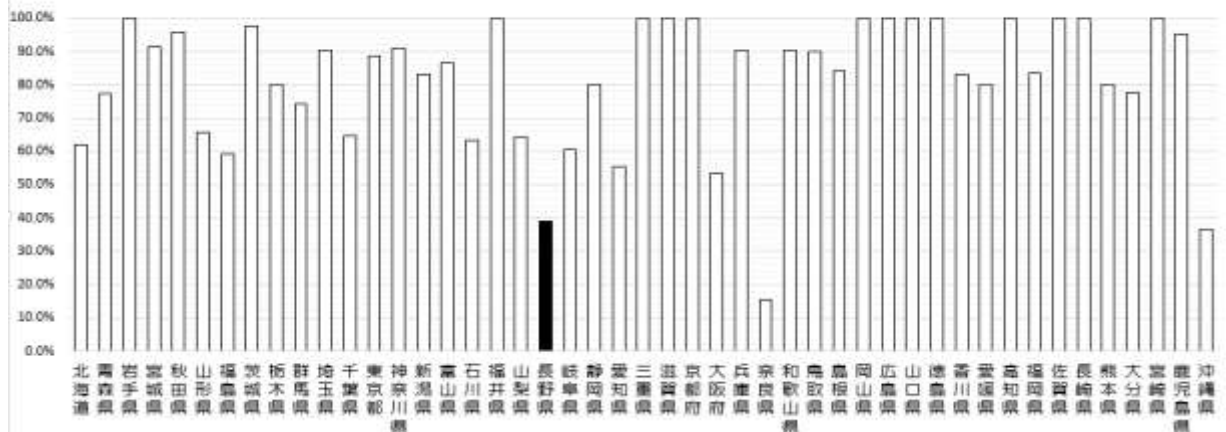


(2) 「地方いじめ防止のための基本的な方針」の策定

成果・課題	● 「地方いじめ防止のための基本的な方針」を策定していない市町村が多い (図 C)
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特段の理由がある場合を除き、すべての市町村がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための地方いじめ防止基本方針を定めるよう県から指導、助言 (※4)</li> <li>▶ ニ - 2 「市町村の取組」は全面削除 (「地方いじめ防止基本方針」に基づき、各市町村が主体的に取組めるよう)</li> </ul>

(図 C)

【平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】  
地方いじめ防止のための基本的な方針策定状況



(3) 各学校における「学校いじめ防止基本方針」の周知と当該方針に基づく対応について

成果・課題	<p>「学校いじめ防止基本方針」の周知（図D）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒・保護者・地域住民に対して、学校基本方針の周知が不十分</li> </ul> <p>「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員が「学校いじめ防止基本方針」を十分認識しておらず、特にいじめの重大事態の対処についての認識が不十分</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢各校がいじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、常に取組を見直す（※5）</li> <li>➢学校基本方針は評価に基づいて年度ごとに更新し、その内容を学校のホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努める。（※6）</li> <li>➢「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」の周知（※7）</li> </ul>

(図D) 【平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

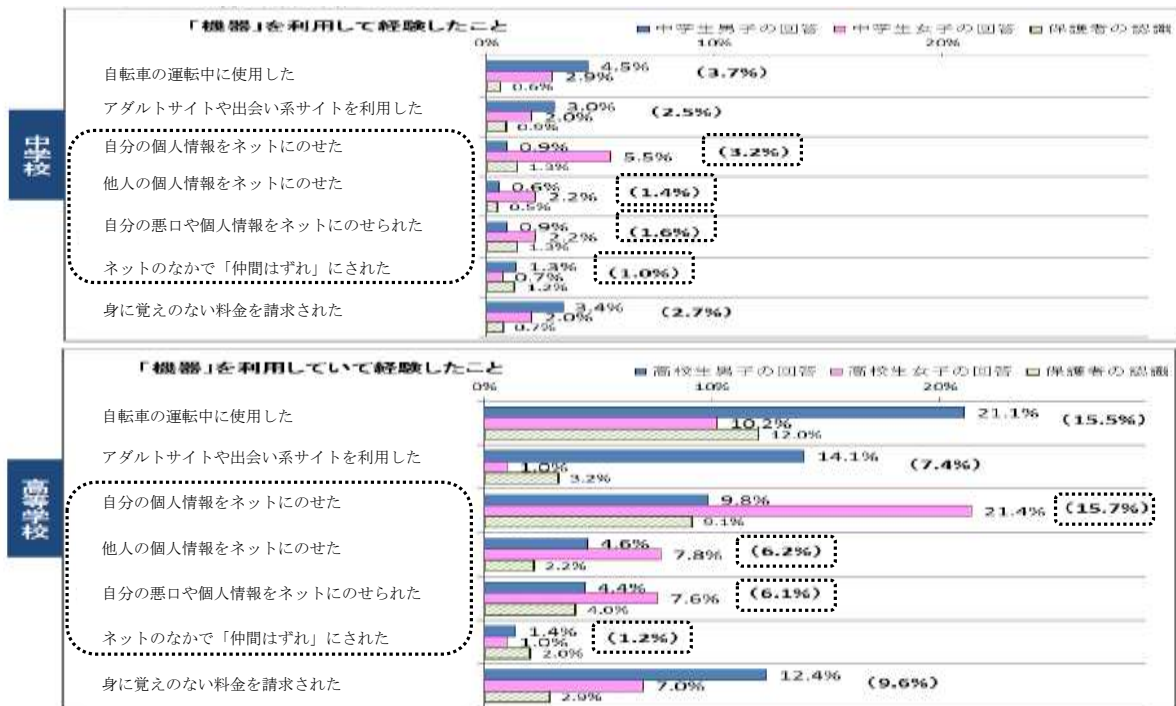
区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(%)
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	国	72.9	69.7	62.6	71.2	70.4
	県	41.7	46.2	30.7	30.0	40.7

(4) インターネットによるいじめへの対策

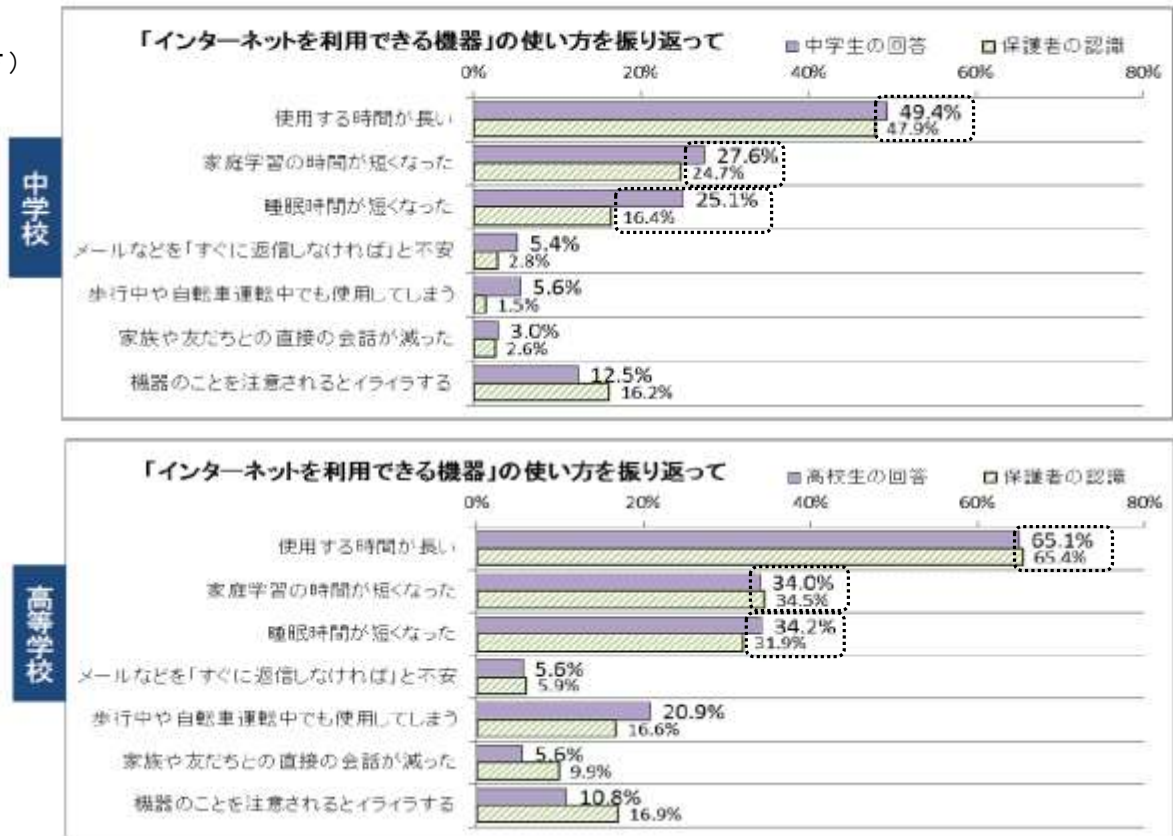
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「インターネット適正利用」に向けた予防的な取組を更に推進する必要がある（図E）</li> <li>○児童生徒自身がインターネット利用に関して問題を感じており（図F）、自主的なルール作り等の取り組みが中学校・高校を中心に広がりつつある</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢定期的なアンケート調査等の実施による実態把握（※8）</li> <li>➢情報モラル教育、人権教育の充実（※9）</li> <li>➢「いじめ防止子どもサミットNAGANO」「高校生ICTカンファレンス長野大会」等の取組を通して、児童生徒の自主的な活動を推進（※10）</li> </ul>

【平成28年度「インターネットについてのアンケート」より】

(図E)



(図F)



□「(国) いじめの防止等のための基本的な方針」の改定より

- ・けんかに係る記述を追記 (★1)
- ・学校評価において、取組状況を評価項目に位置付けることを規定 (★2)
- ・教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記 (★3)
- ・いじめの「解消」の定義を詳細に規定 (★4)
  - ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての適切な支援と組織的指導を明記 (★5)
  - ① 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
  - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

□「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

- ・重大事態の範囲を強調 (★6)
  - ➡「事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始」
- ・調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保 (★7)

- ・調査結果の報告に際して注意点を明記（★8）
  - ➡「学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う」
- ・調査記録の保存期間を明記（★9）
  - ➡「個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい」
- ・調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記（★10）
- ・再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準を示す（★11）
  - ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
  - ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

#### □「不登校重大事態に係る調査の指針」より

- ・重大事態に該当するか否かの判断基準時を示す（★12）
  - ➡不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談する